

生物多様性をめぐる 最近の動向について

平成21年7月9日

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

生物多様性をめぐる最近の動き

生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）・G8の開催、
生物多様性基本法の成立など国内外で大きな動きがあった

■ 2008年

5月19日～30日：生物多様性条約COP9・ボン（ドイツ）

5月24日～26日：G8環境大臣会合・神戸

6月6日：生物多様性基本法公布・施行

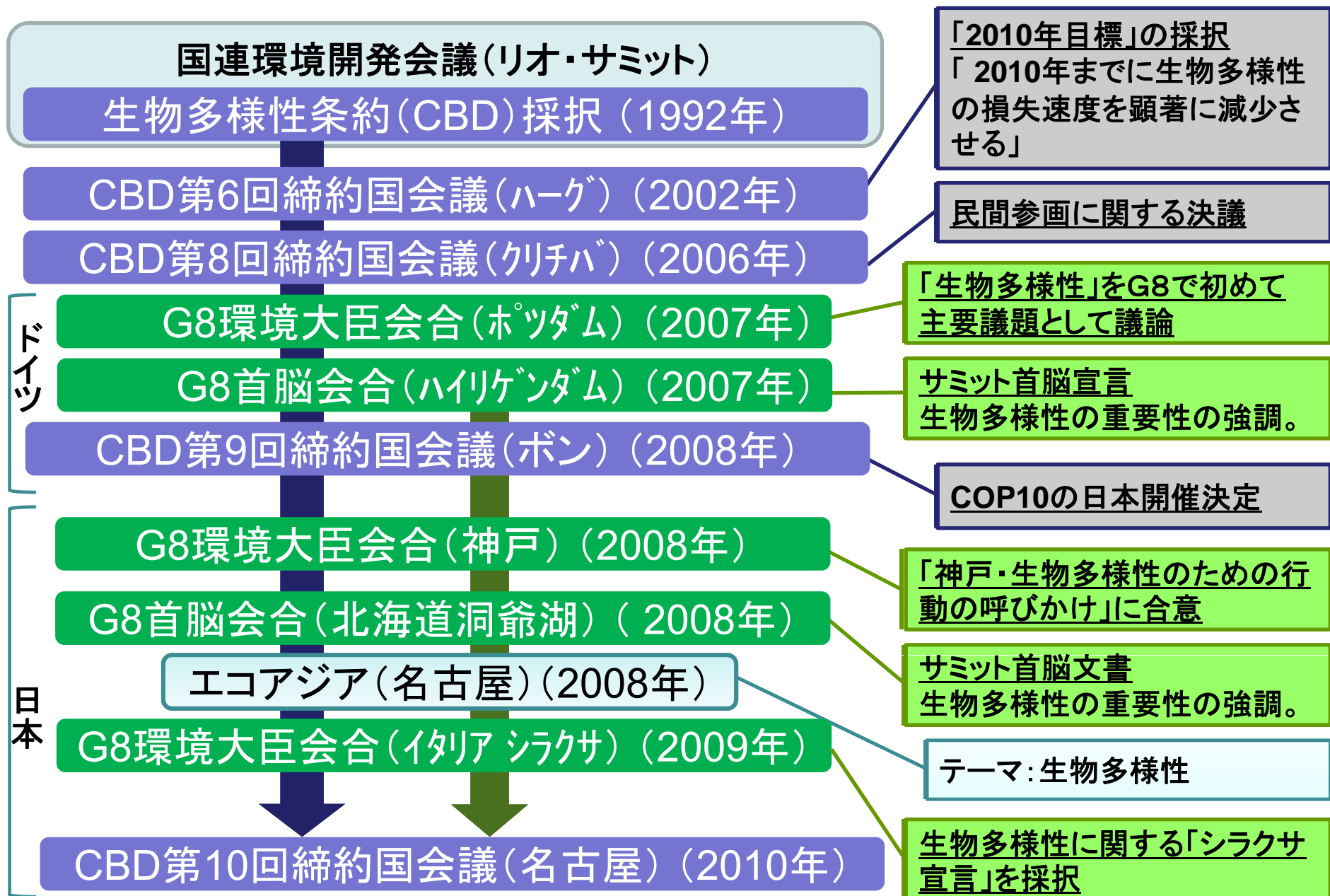
7月7日～9日：G8首脳会合・洞爺湖

9月13日：エコアジア2008・名古屋

■ 2009年

4月22日～24日：G8環境大臣会合・シラクサ（イタリア）

生物多様性に関する国際的な議論の経緯



生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)



- 日程：2008年5月19～30日
(並行して28～30日に閣僚級会合を開催)
- 場所：ドイツ・ボン
- 参加者：約170カ国の締約国及び
関連機関、NGO等 約7,000人以上

- 2010年目標の達成に向け、各課題の進捗状況及び今後の取組強化の方向性について議論。

※2010年目標：「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標(COP6で採択)

- 主要な成果
 - ・2010年目標を含む条約戦略計画の見直しプロセス
 - ・ABSに関する国際的枠組みの2010年までの作成プロセス
 - ・農業と生物多様性(バイオ燃料を含む)
 - ・海洋と生物多様性
 - ・気候変動と生物多様性 など
- COP10の開催場所等の決定
全体会合で2010年に愛知県名古屋市で開催されることが満場一致で決定

第10回締約国会議(COP10)の日本開催

- 2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年
- 期間：2010年10月18日～29日（閣僚級会合 27日～29日）
- 場所：愛知県名古屋市（名古屋国際会議場）

■ COP10の大きなテーマ

- ・ 2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
- ・ ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）に関する国際的枠組みの検討完了
- ・ 保護地域、持続可能な利用、資金メカニズム、科学的基盤の強化、気候変動と生物多様性、民間参画 等

2008年
5月24日～26日

G8環境大臣会合・神戸



「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

- 生物多様性は我々の生命と世界の経済開発の不可欠な基礎
- 2010年目標達成のためには今まで以上の努力が必要
- 生物多様性条約の3つの目的を支持すること などを再確認

1. 2010年目標の達成とフォローアップ行動

2. 生物多様性の持続可能な利用

3. 生物多様性と保護地域

4. 民間参画

5. 生物多様性のモニタリングのための科学の強化

「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のための日本の取組

- 左記のG8諸国の呼びかけをうけ、日本がアジアを中心に世界に向けて取組むことを宣言



1. SATOYAMAイニシアティブ

2. 東アジア・サンゴ礁海洋保護区ネットワーク

3. 神戸生物多様性対話の開催

4. 地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーク・イニシアティブ

2008年
7月7日～9日

G8北海道洞爺湖サミット首脳文書



環境・気候変動

<生物多様性> (概要)

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用の決定的な重要性を認識し、生物多様性の脆弱性についての懸念を共有。
- ・「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」を支持。
- ・温室効果ガス排出量の削減と生物多様性の保全及び持続可能な利用の両者が資するような手法(コベネフィットアプローチ)を推進。
- ・研究活動と国民、政策立案者の間の交流を向上させることの重要性に留意。

G8環境大臣会合・シラクサ (2009年4月22 ~ 24日)

「生物多様性に関するシラクサ宣言(カルタ)」

- ポツダム及び神戸でのG8環境大臣会合の議論の成果を踏まえ、
- 2010年目標の重要性を認識しつつ以下の活動の実施を決定



1. 生物多様性と気候変動

気候変動適応策への積極的取組、違法伐採への対処

2. 生物多様性、経済及びビジネス

TEEBの研究支援、ABSの2010年までの交渉完了、
保護区ネットワークの改善、緑のインフラ整備への投資検討

3. 生物多様性及び生態系サービスの管理

全てのセクターに関連した施策・奨励策、環境配慮型製品市場の拡大、
持続可能な自然資源管理(SATOYAMAイニシアティブ)
統合的沿岸管理、外来種侵入防止

4. 科学、研究及び政策

科学と政策のインターフェースの改善、モニタリング体制のネットワーク化
生物多様性データの信頼性・相互運用性の達成、情報交換



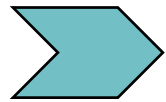
以上に基づき、以下を提案

生物多様性に関する2010年以降の枠組みに向けた共通の道筋

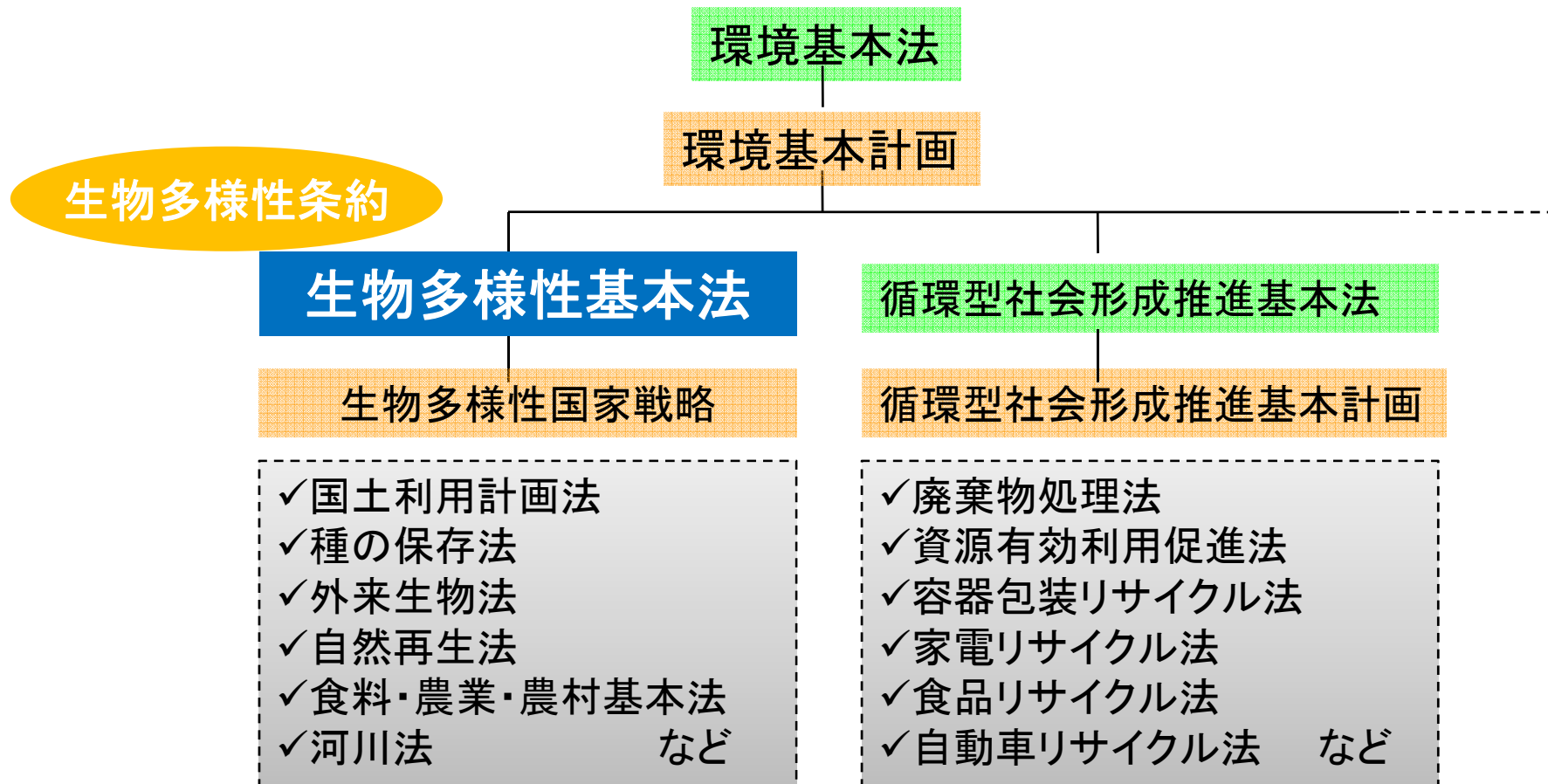
科学的調査研究に基づいた生物多様性損失要因の考慮
多様なセクターによる全般的な関与

生物多様性基本法

- 生物多様性への関心の高まり
- COP10に向けて国際的イニシアティブを発揮する必要性



生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備
【議員立法：平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】



生物多様性基本法の概要 1/2

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

- 保全や利用に際しての考え方
- ③予防的順応的取組方法
 - ④長期的な観点
 - ⑤温暖化対策との連携

生物多様性基本法の概要 2/2

責 務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとりた施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則にのっとりた活動等に努める

生物多様性戦略

国の戦略 : 「生物多様性国家戦略」策定の義務規定
地方の戦略 : 地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的連携の確保及び国際協力の推進

自然公園法及び自然環境保全法の一部改正

法律改正の背景

- 生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり
- 生物を育む、豊かな海域の適切な保全
- シカの食害等により損なわれた生態系の回復



主な改正事項

1. 目的規定の改正 ※

「生物の多様性の確保」を目的規定に追加。

2. 海域における保全施策の充実

- ① 海域公園地区制度の創設 ※
- ② 海域における利用調整地区制度の創設

3. 生態系維持回復事業の創設 ※

国立公園等でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、シカの捕獲や防鹿柵の設置等をはじめとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を推進。

4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等 ※

生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加。

5. 公園事業に関する規定の整備

公園事業の適切な執行を図るため、公園事業の執行に関する規定を法律において定め、改善命令、原状回復命令等への違反について罰則の追加等による監督権限の強化。

※自然環境保全法についても同様の改正を実施した事項

施行期日

公布の日(平成21年6月3日)から起算して1年以内を予定。

国民の取組の推進

■ 2008年9月29日 生物多様性広報・参画推進委員会の設立

平成19年11月に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性について国民の理解を促進するための取組を展開

コミュニケーションワード

■ 2008年11月21日 決定

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

For all the life on earth

- ◆ 生物多様性がかつてないスピードで失われている現在、未来への世代のために、多様ないのちの豊かさを残していこうという思いを込めたもの
- ◆ 多くの主体に活用してもらうことにより生物多様性を社会に浸透

地球いきもの応援団

■ 2008年11月21日 発足

名前(敬称略)	肩書
大桃 美代子	タレント・キャスター
さかなクン	東京海洋大学客員准教授
滝川クリステル	フリーキャスター
養老 孟司	東京大学名誉教授

- ◆ 自らの発信能力を活用し、国民に対し、生物多様性に関する広報活動を実施
- ◆ メンバーは今後順次増えていく予定

国民の行動リスト

■ 2009年3月31日 公表

生物多様性に関する「国民の行動リスト」3つの柱: 生物多様性に「ふれよう」「守ろう」「伝えよう」

※ 2008年10月、生物多様性に関するホームページを開設(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>)

地方公共団体の取組・各主体をつなぐ取組の推進

■ 生物多様性地域戦略策定の手引きの作成

生物多様性基本法で地方自治体による地域戦略策定を位置づけ(努力義務規定)
策定済みの事例等も参考に、手引きの案を作成中(H21年度7月中に案を公表予定)

策定済み

千葉県、埼玉県、愛知県、兵庫県、長崎県 など

検討中

石川県、名古屋市、横浜市 など

■ 多様な主体の参画の場 -パートナーシップ作り

国：関係省庁の連携

■ 2008年9月30日

「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の我が国開催に関する省庁連絡会議」の開催・設置
→ 会議の円滑な開催に向け、関係省庁の相互の緊密な連絡を目的
→ 環境省など9省庁の局長級メンバーで構成

開催地：地元関係者の連携

■ 2008年9月2日

「生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会」の開催・設置
→ 政府、関係地方公共団体、経済界等との連絡調整、会議の支援、普及啓発等を目的
→ 愛知県知事(会長)、名古屋市長(会長代行)、名古屋商工会議所会頭(副会長)、中部経済連合会長(副会長)などで構成

多様な主体：国・地元・NGO・研究者・経済界などの連携

■ 2009年2月3日

「生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)の開催に関する情報共有のための円卓会議」の開催
→ 学術団体、国際機関、省庁、自治体、COP10支援実行委員会、NGO、事業者等で構成
情報共有を目的に3ヵ月毎をメドに開催

事業者等の取組の推進

生物多様性民間参画ガイドライン

■ ガイドライン検討の経緯

- ・平成20年度に、「生物多様性企業活動ガイドライン検討会」を4回開催し、ガイドライン案の策定を進めている。
- ・本年7月24日に第5回検討会を開催し、5月13日～6月12日まで行ったパブリックコメントの結果等を踏まえ、ガイドラインを決定する予定。

■ 生物多様性民間参画ガイドライン(案)の構成

第Ⅰ編 現状認識の共有：

生物多様性や事業活動との関係に関する基礎情報

第Ⅱ編 指針：

事業者が、生物多様性の保全等に取り組むに当たって認識すべき、理念、取組の方向・進め方、基本原則、考慮すべき視点

参考 実践のためのヒント：

取組の参考例、関連情報、関連する法令など

地域の活動を支援する取組

生物多様性保全推進支援事業

■ 事業の概要

- ・ 地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援

■ 事業要件

野生動植物 保護管理対策	希少野生生物の保護 野生鳥獣の保護管理
外来生物防除対策	外来種等の防除対策
重要生物多様性 地域保全再生	地域の自然再生推進
	世界自然遺産の保全
	湿地等の重要地域の保全

■ 期間：平成20～24年度（5カ年間）

※1箇所当たり2～3年程度

■ 予算：平成21年度 1億3千万円

（平成20年度 1億円）

■ 採択状況

- ・ 平成20年度に19箇所、平成21年度に7箇所を新規採択
- ・ 現在、全国26箇所で実施中

国

地域生物多様性保全委託事業

（委託費：国費10／10）

協議会の運営、事業計画の策定、協議会の活動に関する広報、効果の把握・評価等を行うために必要な経費

地域生物多様性保全活動支援事業

（交付金：国費1／2）

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等を行うために必要な経費

地域生物多様性協議会

地域住民

NGO

事業者

組合

団体

地方公共団体